

羽根県行造林18～20林班立木公売契約書(案)

売出人高知県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第 2 条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金 円
をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	室戸市羽根町字久次谷山甲3446-イ、ロ
面 積	109.92ha
数 量	29,069m ³
摘 要	内訳は別紙のとおりとし、立木のみを対象とする

（契約保証金）

第 3 条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条第 2 号の規定により、免除する。

（代金の支払）

第 4 条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日まで
にその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第 5 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第 6 条 甲は、前条の規定によりその所有権が移転したとき乙に対し引渡しがあったものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担等)

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件がその責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡しのおきまでにおいて当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、この契約締結後売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(伐採及び搬出の期限等)

第8条 売買物件の伐採及び搬出の期限は、契約締結日から3年間とする。

2 乙は、前項の期限までに売買物件の伐採及び搬出を終わることができないときは、その理由を記載した書面により、あらかじめ甲の承認を受けなければならないものとする。

3 乙は、乙が設けた県営林地内の設備の使用を終わったとき又はこの契約を解除されたときは、甲の指定した期限内に当該設備を撤去しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(設備の撤去等)

第9条 指定された期限までに前条第3項の撤去を終わらない設備は、甲において処分することができるものとする。この場合、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができないとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。

(現場代理人)

第10条 乙は、現場代理人を定めたときは、遅滞なくこれを甲に通知しなければならない。

(現場従業員)

第11条 乙は、売買物件の伐採、搬出及びこれらに関連する作業に従事する乙の使用人の住所及び氏名並びにそれぞれの者の雇入れの始まった日と終わった日を記載した帳簿を備え付け、甲からその提出を求められたときは、いつでもこれに応じなければならない。

(買受者の賠償責任)

第12条 乙は、乙又は乙の使用人の故意又は過失による火災、誤伐等についてはすべての責任を負うものとし、甲に損害を与えた場合は、甲の認定どおりの損害額を賠償するものとする。

2 前項に定めるもののほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(搬出施設等)

第13条 乙は、売買物件の伐採、搬出等のため特に県営林地内に設備を設け、又は搬出支

障木を除去する必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を受け、甲の指示に従わなければならないものとする。

(委託の禁止)

第14条 乙は、伐採、搬出等の契約内容を実施するための作業を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(搬出未済の物件の譲渡)

第15条 乙は、乙が伐採及び搬出の事業を実施する期間内において搬出未済の売買物件を、甲の承認を受けることなく第三者に譲渡することができないものとする。

2 乙は、前項の承認を受けようとするときは、物件について、乙が甲に対して有するすべての権利義務を譲受者が承継する旨を記載した書面に譲受者と連署して甲の承認を得なければならない。

(検査等)

第16条 乙は、売買物件の伐採及び搬出が終わったときは、遅滞なくその旨を甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の届出を受けた後、速やかに事業の検査を行うものとする。

3 前項の規定による甲の検査に合格しないときは、乙は遅滞なく手直しを行い甲の再検査を受けなければならない。

4 前項の手直しは、甲の指示により乙の負担において乙が行うものとする。

5 乙は、甲から検査について立会を求められたときは、これに応じなければならないものとする。

(搬出未済の物件の帰属)

第17条 前条第1項の届出があったとき又は伐採及び搬出期限が到来したときの搬出未済の売買物件の所有権は甲に帰属するものとする。ただし、第8条第2項に定めるところにより、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第19条の2において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第18条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

(談合等の不正行為があつた場合の解除)

第19条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

（違約金）

第20条 乙は、第14条及び第15条に定める規定に違反した場合又は第19条、第19条の2若しくは前条の規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する違約金は、次条及び第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（損害賠償）

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

- 第22条 乙は、第19条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、第19条の3第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における売買代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約金としての違約金)

- 第22条の2 乙は、第19条の3第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約金としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約金としての違約金の額は、売買代金の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。
- 3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

- 第22条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(違約金等の徴収)

第23条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間（第22条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第22条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りではない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第24条 第22条第2項及び前条の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の費用)

第26条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

売 払 人 高 知 県
契約担当者 高知県知事 濱田 省司

買 受 人 住 所
氏 名

別 紙

売買物件の内訳

林 班	面積 (ha)		主間伐 の 別	樹種	材種	本数 (本)	立木材積 (m ³)
羽根 県行造林 18～20林班	32	05	主伐	スギ	立木	28,407	14,674
	45	40	主伐	ヒノキ	立木	30,309	14,395
	32	47		その他			
計	109	92				58,716	29,069

売買物件には林班内のその他立木を含む

別記

売買物件の搬出の実施についての特記事項

乙は、羽根県行造林 18～20 林班立木公売契約書第6条の2に規定する搬出の実施について、以下のとおり実施するものとする。

- 1 地番 3446-イ内に生立するモミの天然木1本については、県が所有している立木ではないため施業を行う際に伐採しないこととする。
- 2 搬出に適さない天然林は保護樹林として保存し、環境の保全に努めること。